

- 昨年度から、社会的障壁（物理的障壁や人々の心にある障壁）を取り除くのは社会の責務であるという考え方を共有し、移動しやすい環境をつくり出すことで、自立と共生のまちづくりにつなげるため、「熊本市バリアフリーマスタープラン」の作成に着手。
- 庁内の検討体制はもとより、“移動等円滑化推進協議会”を設置し、有識者、利用者及び公共交通事業者など、多様な関係者に参画いただきながら検討。

1 主な内容

バリアフリー法やガイドラインに基づき、以下の内容で構成。

バリアフリーマスタープランの主な内容(案)

○マスタープラン策定の背景・目的

○マスタープランの位置づけ・計画期間

○基本理念・基本方針

○マスタープランの対象範囲と取組方針等
(移動等円滑化促進地区の設定等)

○バリアフリーに関するソフト施策

○届出行為

○マスタープランの推進体制

R3.11.2

R3年度第1回協議会

○基本理念・基本方針

○「移動等円滑化促進地区」選定の考え方 等

R4.2.18

R3年度第2回協議会

○意見聴取の結果（市民アンケート調査）

○対象範囲と取組方針設定の考え方 等

R4.8.30

R4年度第1回協議会

○生活関連施設・経路の設定

○バリアフリーマップ作成について 等

2 基本理念・基本方針

目指す姿として“基本理念”と、その実現に向けた4つの“基本方針”を設定。

■ 基本理念(案)

だれもが 移動しやすく 暮らしやすい「おたがいさま」で支えあう 上質な生活都市

■ 基本方針(案)

- ① 市民(地域)・事業者・行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進
- ② 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化
- ③ 市民一人一人が互いに支えあう共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進
- ④ 継続的な進行管理と検証・反映による取組の推進やマスタープランの改善

3 バリアフリーマスタープランの対象範囲と取組方針設定の考え方

- ・協議会やアンケート調査等でのご意見を踏まえ、本市マスタープランでは市全域共通の取組方針に加え、15の地域拠点を含む居住誘導区域においても共通の取組方針の設定を検討。
- ・その上で、多くの方が利用する施設が集積し、市民ニーズも高い地区を「移動等円滑化促進地区(案)」として選定し、地区特性を踏まえた取組方針等の設定を検討。

市 全 域＝マスタープラン対象範囲

市民やあらゆる関係者が、理念や基本方針のもと、考え方を共有し、自立と共生のまちづくりに向けバリアフリー化を促進。

理念
基本方針

市域共通の取組方針

- ・心のバリアフリー
- ・防災面
- ・交通安全面

居住誘導区域(中心市街地+15の地域拠点+利便性の高い公共交通沿線)

多くの方が日常的に訪れる地域拠点や、それらを結び利便性の高い公共交通沿線においては、多核連携都市づくりの基幹である公共交通面でのバリアフリー化が重要。

居住誘導区域共通の取組方針

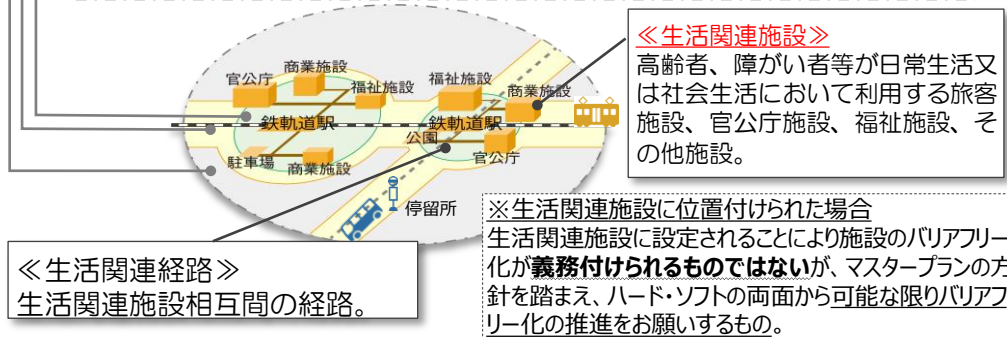
- ・公共交通面

移動等円滑化促進地区(案)(中心市街地、水前寺・九品寺地区、健軍地区)

地区特性やアンケート結果等から、多くの方が利用する施設が集積し市民ニーズも高く、取組による効果が特に高い。

地区特性を踏まえた取組方針等

地区特性、生活関連施設・経路、取組方針、法定の届出に関する事項 等



4 今後について

- ・関係者と調整を図りながら生活関連施設・経路の設定を交渉中。
- ・多様な立場の方の視点による課題整理のため、継続してまちあるきワークショップを実施。
- ・庁内関係部署からなる部会等において「心のバリアフリー」の取組について検討。
- ・パブリックコメントを実施した上で、令和4年度中の策定を目指す。

